

## 令和7年度 香美市の国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

|        |   |
|--------|---|
| 会議の日時  | 令和8年2月12日(木) 18:30~19:50  |
| 会議の場所  | 香美市役所5階 委員会室3   |
| 出席の委員  | 6名  |
| 欠席の委員  | 3名  |
| 香美市副市長 | 村上 真祥   |
| 事務局    | 萩野 貴子、池 美恵子、宮地 勇輝、檀上 佳菜、久保 颯人   |
| 傍聴者    | なし  |
| 議題     | (1)令和8年度香美市国民健康保険事業計画について<br>(2)令和8年度国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金について<br>(3)令和8年度国民健康保険税の課税限度額について |
| 報告     | (1)特定健診及び特定保健指導について<br>(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施状況について<br>(3)その他                            |

### 議事の経過

#### 【18:30 開会】

○事務局 それでは、香美市国民健康保険規則第11条第2項の規定により、会長に議長を  
お願いします。

○議長 開会ですが、本日は出席委員は6名ということで、2名欠席という事で連絡を頂い  
ておりまして、1名は出席されておりませんが、定足数を満たしておりますので本日の会議  
は成立しております。

#### 《議事録署名委員の指名》

#### 《会議の公開、会議結果の公表の決定》

○議長 それでは議事に移ります。まず、議事(1)令和8年度香美市国民健康保険事業計  
画について審議します。事務局から説明を求めます。

○事務局 令和8年度 香美市国民健康保険事業計画(案)について説明する。

○議長 事務局の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

○議長 令和7年度の医療費の見込みが、通常ですと高齢化・医療の高度化によって高くな  
ると思うのですが、下がっている要因とは。

○事務局 細かな分析というところまではまだできてないところです。数字を上げる時に  
過去の分と今年の前期の分を比較して、前期の分を年度末までというような簡単な試算と  
なっておる所なので、現実的に本当に減少するのかというあたりは疑問もあります。医療費  
の抑制に保健事業等で取り組みをしているところなので、そのような取り組みが少しでも  
目に見えているというような表現にしたいところではあります。

○議長 実績をもとに年度に置き換えるということですが、今の推計のもとになったのは11月くらいまでの医療費の額ですか。

○事務局 そうです。ただ、11月までに出ている分なので、実際のところは8月までの分になってしまいます。半年で残りの半年を推計するので、現実的に本当に見込みになっております。

○事務局 補足ですが、令和6年度から令和7年度に関しては医療費が下がっておりますが、令和6年度の医療費がすごく高くなっている。一因でしかないのですが、団塊の世代令和7年度で後期高齢者医療の方に移行しきったので、高齢者の割合が多少影響して令和6年度で医療費が上がったのではないかと考えられます。

○議長 ほかに質問がありましたらお願いします。

○委員 特定健診の方はすごく県平均と比べても受診率が高いみたいですが、保健指導の方の受診率がやはり周りと比べても低いというところが、何か明確な課題かと感じる。何か新たな取り組みというか、受診率が高いところから参考になるような取り組みとか、新たに始められることがあればお聞かせいただければと思います。

○事務局 具体的なことはまだ申し上げられませんが、他市町村の受診率が高いところの事例なんかも参考に組みたいという思いはあります。

○議長 ほかにご質問・ご意見ないでしょうか。

○議長 集団特定健診のフライング特定保健指導というのは、一般的に通じる言葉としてあるのか。

○事務局 はい、ございます。正式には特定保健指導初回分割方式と申しますが、特定健診の会場において、その場で特定保健指導の対象者を保健士のほうでお声がけをして、第1回目の面談をその場で済ますことができる。そうなった場合に2回目以降もつながりやすく、その場での健康意識が高いうちにお声がけできるという効果的な手法です。また後程報告の方でご説明させていただきます。

○議長 ほかに何かありましたらお願いしたいと思います。

○委員 基金の方の額が1億3千万円ぐらいでしたが、それは適正なぐらいの額は維持できているということでしょうか。医療費とかが急に何年か続けて増えていったら、基金を取り崩すといったことにもなると思いますが、その基金の額が十分なのか。

○事務局 基金の適正な金額っていうのは、明確な基準となるものはないです。国保の財源は収入からではなく支出がまず決まって、支出に対してどれだけ収入があるのかを考えた上で、税率の設定をしていきます。毎年基金の残高とか今後の上昇の見込みなども鑑みて税率を設定しており、健全な特会の予算執行は十分できておるところではあります。基金の取り崩しにも、十分耐えられるような基金の金額とは考えておるところではあります。また、令和12年度を目指して県内国保のその保険税率の統一がされれば、どの市町村においても同じ所得であれば保険料はどこでも同じというような決められた基準にはなるので、一定収納率さえきちっと皆様に納めていただければ、赤字になることはないように設定を

させていただくようなことになります。収納率が下がると基金の取り崩しということにもなるので、過年度の滞納にならないように取り組みもさせていただいているところです。

○議長 基準がないというところですが、他の市町村では赤字になって一般会計から繰り入れをすとか、そんなニュースも聞いたように記憶があるのですが、香美市の場合は健全に運営されているのですか。

○事務局 県内市町村の直近で言うところ赤字はどんどん解消されていて、決算の剰余金によって基金が積み上がっていている状態です。令和12年度の保険料統一を目指していっている中で、今の国保財政は県単位化されていて、どこかの市町村が赤字を出したとしても県からの貸し付けなどの制度もあるので、香美市においては大丈夫そうです。

○議長 ありがとうございます。ほかにご意見等あればお願いします。

○委員 資格管理における無保険者や重複加入者に案内しているというところで、資料がなかったが数はどうなっているのか。

○事務局 無保険状態というのは現に存在していて、社会保険で退職されて国保加入の手続きをされてない状態が無保険として多いことになると思うのですが、それ自体の数の捕捉はなかなかできない。重複加入に関しても、月一で重複加入によるエラー報告があり、その時点において数人おればその方に関して案内はさせていただいている。なかなか全体の数がどれぐらいかというのもしづらい内容です。

○委員 外国人が国外に行つて保険料や医療費を払わんとかよくマスコミに取り上げられているが、香美市においてもそういうことはありますか。

○事務局 香美市においては、在留資格の更新のタイミングで滞納情報の確認があるので、日本人と比べて保険料の収納率が著しく悪いというほどでもない。ただ、払い忘れみたいなのは所々で起きているとは思いますが。医療に関しては、国保に入っていて実は別の会社に入ったという医療の過誤とかは起きうるとは思いますが、お金を払っていなかったら病院側が困ると思うので、適正に行われているのではないかと思います。

○議長 ほかにご意見等がなければ、この事業計画についての採決を取りたいと思います。「令和8年度香美市国民健康保険事業計画」は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

○議長 では、議事(1)については、原案のとおり承認をされました。続きまして、議事(2)令和8年度国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金について審議します。事務局より説明をお願いします。

○事務局 令和8年度国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金について説明する。

○議長 ありがとうございます。先ほど説明がありましたが、ご質問・ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○議長 なかなか分かりづらいですけど、県の示す標準保険料率を参考に試算することでしたら、それにあてはめたらこういう風になるということですか。

○事務局 そうです。県が香美市は納付金をどれぐらいで賄えるかを試算したのが標準保

険料率なので、実際に香美市がもっているデータで標準保険料率を参考にパターンを何種類か作ってみて、この税率になっております。

○議長 何かご質問・ご意見ないでしょうか。

○委員 子育てしている親としてはすごくありがたい制度だと思いますが、少子化でどんどん子供が減っていったら、子どもが減ることによって税率が変わるとかそういう感じではないのか。

○事務局 本当は均等割ってというのは全被保険者にかかるものですが、子どもにかけたら子育て世代に影響があるということで18歳未満は軽減でかからない。そのかからない分をどこで財源補てんするかというと、この18歳以上均等割ってところで、子どもの分の均等割を18歳以上の世代で按分すると100円になった。

県に収める納付金によるので、子ども世代が多くなって給付が充実してきて、子育て事業に充てる額が増えてくるのであれば、最終的に税が高くなるということもあると思います。理屈上は全世代で支えて負担を抑えつつ、子育て世帯に対しては140万円の給付拡大ということに国としてはなっているらしいです。

○委員 均等割額と18歳以上均等割額というところがわからないのですが、均等割額は一人に対してかかるもので、18歳以上均等割額というのはどういうものか。

○事務局 均等割額というのは原則子供も含めて全員にかかります。ただ、軽減により18歳未満の均等割が全額0円になるという制度で、18歳未満の0円にしてしまった財源をどこで賄うかっていうと、18歳以上の人で全部按分し、18歳以上の人に賦課をかける。なので、18歳以上の人はこちらに書いてある均等割1,700円と18歳以上均等割100円合わせて1,800円が18歳以上から徴収され、子どもは0円という話です。

○事務局 この18歳以上均等割というのは国保だけの制度で、被用者保険なら被保険者と扶養している家族がおって、扶養している家族には保険料がかからないので、被保険者という自ずと18歳以上となる。社会保険の中では、あくまで必要額だけを被保険者だけで按分する。後期高齢も75歳以上しかいないので、被保険者だけで按分する。国保だけが被保険者の中に子どもを抱えているので、こういう18歳以上みたいなテクニックがいるという制度なので、ほかの保険に加入している人からすると馴染みは出てこないと思います。

○議長 ほかにご意見ないでしょうか。ないようでしたら、子ども・子育て支援納付金について採決しますが、説明のあったとおり、新たな課税区分として所得割率を0.26%、均等割額を1,700円、18歳以上均等割額を100円、課税限度額を3万円とすることとしてよろしいでしょうか。

○議長 全員賛成ということで、承認をされました。続きまして、議事(3)の令和8年度国民健康保険税の課税限度額について審議します。事務局より説明をお願いします。

○事務局 令和8年度国民健康保険税の課税限度額について説明する。

○議長 先ほど説明がありました、地方税法施行令の改定に合わせて医療給付分を1万円上げて67万円にするという案ですが、ご質問・ご意見をお願いしたいと思います。

○議長 特にご質問・ご意見ないでしょうか。ないようでしたら、国民健康保険税の課税限度額について採決したいと思います。令和8年度国保税課税限度額について、政令改正案のとおり基礎課税分の課税限度額を1万円引き上げて67万円とする案に関して、承認ということによろしいでしょうか。

○議長 全員賛成ということで、議事3については承認されました。以上で諮問を受けた事項の協議を終えますが、答申の文言につきましては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

○議長 では、そのように取り計らうようにいたします。

続きまして、報告のほうに移りたいと思います。報告について事務局から説明をお願いします。

《報告について事務局より説明し、委員から意見が出された。》

○議長 以上で予定しておりましたすべての議事、報告等の協議を終わらせていただきます。

【19：50 開会】